

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 公章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京(3216)1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京(3216)1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づき、社外取締役を除く当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するため、平成25年6月27日開催の取締役会において、2【報告内容】に記載の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

(2) 発行数

51個

(3) 発行価格

以下のブラック・ショールズ式および基礎数値に基づき算出した1株あたりのオプション価値に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

$$C(0) = S \cdot N(d_1) - Ke^{-rT} \cdot N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\log \frac{S}{K} + (r-d) T + \frac{\sigma^2}{2} T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

1株あたりのオプション価値（C）

評価時点における株価（S）：平成25年7月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

権利行使価額（K）：1円

予想残存期間（T）：1年0ヶ月

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間までに対応する国債の利子率

見積配当利回り（d）：1株あたりの配当金（平成25年3月期の配当実績）÷上記に定める株価

株価のボラティリティ（σ）：1年0ヶ月間（平成24年7月13日から平成25年7月12日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率

標準正規分布の累積分布関数（N（・））

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式51,000株とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲

で株式数を調整する。

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使の目的となる株式1株あたりの払込金額である1円に、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

(7)新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月12日から平成55年7月11日まで

(8)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(7)の期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権1個あたりの一部份行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。

(9)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11)新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

社外取締役を除く当社取締役9名に割当てて。

(12)勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

(13)勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

その他の取決めについては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。

(14)新株予約権を割り当てる日

平成25年7月12日

(15)新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年7月12日

(16)新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

(17)組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下

「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記(16)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

以上